

網紀委員会規則

(目的)

第1条 この規則は、定款第46条第3項の規定に基づき、網紀委員会（以下「委員会」という。）の構成及び運営等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員)

第2条 委員の数は、学識経験を有する者3人以上及び会員代表者2人以上とし、理事会の同意を得て会長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠又は増員により委嘱された委員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者又は現任者の残任期間とする。

4 委員は、その任期を満了した際においても、その後任の委員が選任されるまでは、その職務を行うものとする。

5 委員の報酬は、規律委員会委員の報酬を準用する。

(委員長)

第3条 委員会の委員長は1人とし、学識経験を有する者の委員のうちから理事会の同意を得て、会長がこれを選任する。

2 委員長は、会議の議長となる。

(委員会の招集)

第4条 委員会は、委員長が随時招集する。

(委員会の構成)

第5条 委員会は、第3条第1項で選任された委員長のほか、第2条第1項で委嘱された委員のうち、事案ごとに会長が指名する学識経験を有する者2人及び会員代表者2人をもって構成する。ただし、次の各号の一に該当するときは特別な利害関係を有するものとして、指名することができない。

(1) 委員又はその配偶者若しくは配偶者であった者、又は委員の四親等内の血族若しくは三親等内の姻族若しくは同居の親族が、事案の当事者が所属又は所属していた会員若しくは商品先物取引仲介業者の役員、代理人、顧問若しくは使用人であり、又はあったとき。

(2) 委員又は委員の所属する法人と事案の当事者が所属又は所属していた会員若しくは商品先物取引仲介業者の間に支配関係があると認められるとき。

(3) 委員の所属する会員と事案の当事者が所属又は所属していた商品先物取引仲介業者との間に、商品先物取引仲介業に関する業務委託契約を締結しているとき。

(4) その他委員長が特別な利害関係を有すると認めるとき。

2 会長は、指名した委員に欠員が生じたときは、遅滞なく他の委員を指名し補充しなければならない。

(議決方法等)

第6条 委員会は、前条で会長が指名する5人全員の出席により開催する。ただし、委員長が必要と認めたときは、会長が指名した委員の過半数の出席で開催することができる。

- 2 委員は、各1個の議決権を有する。ただし、前条第1項各号の一に該当することが明らかになったときは特別な利害関係を有するものとして、その審議及び議決に参加することができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の議決権の過半数をもってこれを決する。ただし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(書面等による委員会)

- 第7条** 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議の招集を行わず、書面その他の方法により委員の意見を求めることにより委員会の議事及び議決に代えることができる。この場合において、書面以外の方法により委員の意見を求めたときは、遅滞なく、書面によりその確認を得るものとする。
- 2 前条の規定は、前項の場合において準用する。

(議事に関係のある者等の出席)

- 第8条** 委員長は、必要と認めるときは、その議事に関係のある者又は参考人の出席を求め、事情を聴取することができる。

(議事録)

- 第9条** 委員会の議事については、その経過の概要及び結果を記録した議事録を作成する。
- 2 第7条第1項の書面等による委員会の議事録は、前項による委員会に関する議事録について準用する。ただし、当該委員会の付議議案について書面をもって確認を得た場合は、当該書面をもってこれに代えることができる。

附 則

この規則は、定款変更の施行の日（平成11年4月1日）から施行する。

附 則

この改正は、平成12年1月26日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第2条第1項、第5条第1項及び第3項を改正。

附 則

この改正は、平成23年1月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第1条を改正。

附 則

この改正は、平成24年9月26日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

1. 第1条、第2条見出し、第2条第1項、第3条、第5条第1項及び第2項を改正。
2. 第2条第2項を第5項に繰り下げ、第2項、第3項及び第4項を新設。
3. 第5条から第8条を第6条から第9条に繰り下げ、第5条を新設。

附 則

この改正は、平成26年11月26日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

- 第9条第2項を改正。